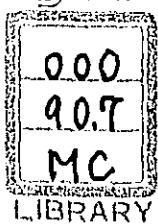


海外医療協力委員会議事録

(第 7 回)

(昭和49年3月14日)

海外技術協力事業団医療協力部



國際協力事業団	
受入 月日	'84. 5. 23
	000
	90.7
登録No.	07007
	M.C

1. 開催日時及び場所

昭和49年3月14日 午後12時～午後3時半

東京金属健保会館 円卓会議室505号室

2. 出席者

JICA LIBRARY

委員（11名出席、6名欠席）



1015375[7]

出席者

佐々学 東京大学医科学研究所寄生虫教室教授
(委員長)

小平正 栃木県ガン検診センター所長

林 嘉 長崎大学熱帯医学研究所長

重松逸造 国立公衆衛生院疫学部長

島尾忠男 肺結核予防会結核研究所副所長

多ヶ谷勇 国立予防衛生研究所村山分室ビールス部長

武谷健二 九州大学医学部長細菌学教室

外山敏夫 慶應義塾大学医学部教授

豊川行平 東京大学医学部教授衛生学教室

竹内正 日本大学医学部教授病理学教室

若松栄一 医療金融公庫理事

欠席者

白幡友敬 歐日本国際医療団専務理事

平沢和重 NHK解説委員

本多憲児 福島県立医科大学教授第一外科教室

曲直部寿夫 大阪大学医学部教授

水野盛 医事評論家

吉武泰水 筑波大学副学長

幹　　事

出席者

綱　島　　衛	厚生省大臣官房国際課長
浅　野　一　雄	厚生省公衆衛生局保険情報課長
齊　藤　眞　淳	文部省大学学術局医学教育課長
角　井　　宏	文化庁長官官房国際文化課長
柳　　健　一	外務省経済協力局技術協力第一課長
有　馬　龍　夫	外務省経済協力局技術協力第二課長
岡　田　富美也	海外技術協力事業団総務部長
後　藤　伍　郎	海外技術協力事業団医療協力部長

欠席者

多　田　敏　孝	外務省経済協力局経済協力第二課長
伴　　正　一	日本青年海外協力隊事務局長

外務省側出席者

樋　口　　宏（技・協二課）

厚生省側出席者

岡　本　麟太郎（大臣官房国際課）

小　林　太　助（大臣官房国際課）

自民党对外経済協力特別委員会

池　田　孝　道

O T C A 側出席者

役　　員

田　付　景　一（理事長）

中　西　申　一（常務理事）

O T C A 医療協力部

齊藤信行（医療第一課長）
橋浦広志（医療第一課）
御手洗幸弘（医療第二課）
石崎光夫（医療第二課）
藤田広巳（医療第二課）
佐藤保雄（医療第一課）

3. 議事次第

- I 理事長挨拶
- II 新事業団構想について
- III 討論
- IV 専門部会報告（プロジェクト選定に関する専門部会）
- V 49年度予算について
- VI その他

4. 議事概要

国際協力事業団構想についての討議が中心になり、外務省技協一課長（柳幹事）よりの法案説明及び厚生省国際課長より「海外保健協力の改善」と題して厚生省側の考え方を説明した。これに対して各委員より活発な質疑応答提案等が出された。

主な内容は下記の通り、

1. 技術協力と無償協力の現状の問題と今后の方針について
2. 国際協力事業団に移行してからの医療協力部の機構問題
3. 医療協力事業の今后の進め方（総合化、大型化→公衆衛生家族計画問題及び産業開発と社会開発（インフラ）とのバランスのとれた関係）
4. 「医療協力強化に関する意見具申」の提出

5. 討 議 議 事 錄

I 理事長挨拶

(要旨)

- ① 各委員の当医療協力事業を効率的に推進するための本日迄のご協力に対する謝意
- ② 医療専門家の処遇改善に関し、49年度予算化されなかった経過説明
- ③ 最近の国際情勢に鑑み、今後一層眞に民衆の福祉に直結した経済、技術協力の強力な推進の必要性
- ④ 國際協力事業団の発足経緯、構想等

委員長挨拶

II 及び III 新事業団構想についての説明及び討論

柳 幹事

新国際協力事業団法案等の説明。

その後概括次のような討論を行った。

重松 委員

無償関係の事業は、新事業団に入らないのか。

柳 幹事

事業団では同事業は行なわないが、無償協力と技術協力は密接な関係があるので今后とも連けいを保ってゆきたい。

若松 委員

国際協力事業団になって医療協力分野は何の変化もないのか。

柳 幹事

現在は細かい機構等については、ハッキリしたことがわからない。

若松 委員

医療協力も経済協力と同レベルで論じられるべきではないか、もっと社会開発面を重視すべきだ。

柳 幹事

経済開発的な性質が強くならないようすべきで社会開発分野については大いに育てていきたい。

重松 委員

法案の中に衛生協力の文面が殆んど見あたらないが、もっと盛込むことはできないのか。

柳 幹事

この事業団の設立に至る経緯もあり、これでも成果があったと思っている。

佐々委員長

この問題についての私なりの理解について確認したいのだが、……
従来、O T C A 医療協力事業は活動範囲がせばめられ内容の低いものであったし、又今度の国際協力事業団の設立経緯からも厚生省からの医療についての柱を立てる動きがなかったところ、今回この事業の中に医療、教育、文化を含めて通産、農林事業とはほぼ平等に考えられるようになった。

これによって、医療、文化、教育の分野でフレキシブルな巾の広い活動ができるようになり、又経済開発重視から社会開発事業とのバランスのとれたポリシーが今后運用できるようになる。

医療協力の予算は現在、全体の 7.8 % であるが、これは明らかにアンバランスであり、このような社会開発面に 40 % 位が割り当たられるようになって初めて初めて非難されない状態になるのではないか。

この新しい事業団はこういった高所大所に立脚したバランスのとれた

技術協力ができる、と解釈してよろしいか。

池田 オブ

これは農林・通産の金儲けの為の公団構想が最近の国際情勢における日本への批判、タイ・インドネシアにおける問題等総理大臣の強い意志により作業を始めた訳であるが、私共は医療及び農業における協議会を党に設け、極力農林・通産の考へているような金銭の伴うようなものを避けるべきであり、医療協力を中心に社会開発を喜ばれる仕事とすべきであり、一切開発輸入という言葉すら使ってはいかん、という立場で、党の方では進めている。しかし本年度においては、O T C A 及び移住事業団そのものを受け継ぐということで、やはり社会開発事業面のパーセンテージは低いままであるが、社会開発を主体とするという方針なのだから、来年度以降は直すべきであると考えている。しかし大きな事業体が何年以後に機能を果すようになるかということになると、今年の予算の執行状況などを見ても非常にむずかしいのではないかと思っている。今后の発展を大いに期待している。

又、インフラ面での発展は期待するが、このインフラについても私共が考へているような意味合いとは違って、むしろ建設省、運輸省関係の港湾、道路等の要望が非常に強く、医療面はあまり入っていないのが現状で、先生方の強い意見によって進めていかなければならぬと思う。

佐々委員長

私共も3年先を考へているので、来年度はどうという心配はしていない。

武谷 委員

具体的に新事業団の機構はどのように考えられるのか。又今迄のO T C A の中における医療協力の事業はより重視されていくのか。

柳 幹事

私は池田氏の意見に全く同感で外務省としては、基本的には社会開発を中心に行うべきだということに終始一貫しているが、現状は海外経済協力基金の融資は純産業分野に限られ、社会開発分野が止ざされている。ただ社会開発といつても教育、医療分野はそれぞれの国の主権の問題等デリケートな問題を含んでいるのでやり方を相当考えてやらなければならないということを感じている。

そこで機構の問題は、現在O T C A の中で縦割で一本化しているのは医療協力部であり、どうしても一本化できない研修員受入だけが国内事業部で行っている状態であるので、現在の医療協力部のうまくいっていない問題が機構に基づくものなのか、それとも運用に基づくものなのかを十分に検討して全体の事業団の運用が最も効率的になる為にはどういう組織にするかを考慮してやっていきたい。

武谷 委員

医療協力部門をより強化する考え方なのか、現在のままでうまく事業をやれば良いと考えているのか。

柳 幹事

基本的な考え方は強化するという考え方である。

横島 幹事

今后の医療協力についての厚生省案の説明。

(別添「海外保健協力の改善」)

佐々委員長

たいへん良くまとめられた案である。

(これより委員長が各委員に個々に意見聴取を行なった)

外山 委員

O T C A の中に医療協力委員会というものがあり、委員の方々はいろいろ海外へ出て医療協力事業を充分経験しているので、この場で提出された意見を是非反映させて欲しい。

豊川 委員

機材と専門家のつながりをもっとうまくやる方法はないか、国家予算の執行にも問題があるのではないか、例えば入札問題でも大学ではよほど大きいものでない限り行わない、その辺を考慮すればもっと良くできるのではないか。

後藤 幹事

私共の考えで小規模な機材（携行機材）を今年から事務部で行うようになって、従来 8 ケ月位かかっていたものが、2・3 ケ月位で送れるようになっている。しかし最近は物価変動が激しく、メーカーが見積をなかなか出さなくなってしまい遅れている。

豊川 委員

この問題は現場では一番こまる問題で、専門家が派遣されても機材がこないとその間遊んでしまうことになる。

後藤 幹事

最近では、ナイジェリアで 2 ケ月位、しかも従来行なわなかつた空送も行なっている等努力している訳だが、まだ十分とは言えない。

多ヶ谷 委員

私の考えていることが厚生省案のプロジェクトの大型化、総合化の中に 80 % 位入っているので嬉しく思う。産業開発を後進国が、受けとる面から言うと何でも欲しいだろうと思う。従って鉱工業も開発しなければならないし、最近の新聞等で、或いは身近にも経験しているが、開発に伴う環境衛生、公害というものを受身で処理していく考え方を変え、横

極的に公害が予測されることのないようにしてやってこそ、その国に良い開発ができるのだろうと思う。又その経験は既に我々はもっていて対策を講じているのだから医療協力面で十分に応援していただきたい。

又四本柱は結構であるが横の連絡も重視して頂きたい。従来の協力は銘々個々に行われてしまつて、マラリアの医療協力をしても産業自身に含まれている問題を直接取り上げられもしなかつた。

是非連絡がうまく行なわれるよう新しい事業団の機構を考えるようにして欲しい。

島尾 委員

国際協力事業団において国際協力を推進していく中で、医療を含めた保健の問題を大きく取り上げられているので嬉しく思う。今后もより大きくして頂きたい。私共もかなり大きく責任をもっていく面があるのでないかと思う。医療を大きくし予算を伸ばしていく場合に当然専門家をかなり派遣していかねばならない。人の確保を如何にするか、という問題は、専門家の給与の問題だけでは解決できない問題がたくさんある。この委員会で、優秀な専門家の確保ということも積極的に検討していかなければならないし、法案の21条に、必要な人員の養成確保を行うと入れたのは大変結構なことだと思う。

タンザニア調査時に知ったことだが、ヨーロッパからの医療協力専門家はその国に派遣される前に1年間、熱帯医学に必要な基礎知識と簡単な外科並びに産科の処置ができるようにする訓練及び現地語研修を6ヶ月と行なった上で現地に派遣している。従って現地に派遣された後、すぐ現地に解けこめる。

又タンザニアの医療協力の場合は、保健協力を別にして診療方面を行なうとなると、日常の診療はメディカルアシスタントが行うケースが多

くしかも彼等はかなりの技術をもっている為日本から専門家として派遣する場合は注意して入選しないとかえてマイナスの面が出ることもあり得る。その辺は養成確保という段階では是非検討して欲しい。又この度医科研で熱帯医学の講座を開くことになったことは非常に良いことだと思う。将来はもっと強化して医療専門家だけでなく、他の専門家にも簡単な熱帯医学の知識を身につけてから赴任してほしい。

又、タンザニアで農業協力を始める話があるが、そこは住血吸虫症が蔓延しており、農業用水を引けば、灌漑用水と共に住血吸虫症が入って来る。従って農業協力だけで進めれば、住血吸虫症を広げることになりかねない。そういう点で一つのプロジェクトを進める場合は総合的視野に立って表面は農業という形でも医療と一体となって行う、という配慮をすれば技術協力がもっと歓迎されるものになるのではないか。又、W.H.O.事務局の意見だが、二国間ベースの場合、相手の経済情勢を考えず、非常に高価な薬を導入された場合、それが効くということになれば患者はその薬を求めるようになり、少ない予算を全部それに回さざるを得なくなりその国の発展を阻害するようになるということがありうる、という点を気を付けるよう強く要請していた。

有馬 幹事

島尾委員の意見を聴き参考になった。機構的、予算的問題、専門家の問題等難かしい問題があり日ごろ感じていたが、委員の皆さんのが協力を得られれば幸いである。

豊川 委員

人員の確保の問題は、プロジェクトの選定にあり、相手国（部分的な地域）に喜ばれるだけではだめで、国が行なうには将来相手国の公衆衛生に役立つと考えた上で行なわなければならない。診療という方面では

行きながらないが、自分の仕事ができるというならよい人が志願してくる可能性がある。

有馬 幹事

非常に離かしい問題で、医学とは当該国の土着した面と科学的な面があり、計画を実施していく際には、土着面を重要にしていくべきで、当該国の要請が具体的に何であるかを適切に理解しないと、必ずしも援助国が自国の学問水準を上げることを主として行なっているというように思うことがあり、具体的にも例がいろいろあり、その後の協力がやりにくくなっている面がある。

佐々 委員長

〔専門家確保という問題で医科学研究所の熱帯病の研修コースについて説明〕概要は下記のとおり、

予算約一千万円 対象人数10名 期間3ヶ月

時期9月中旬～12月中旬 募集は公募による

多ヶ谷 委員

経済協力を国際協力事業団の技術協力と密接した関係で行なわれるよう望む。

現地国のニードは必ずしも技術協力を必要としていない場合もあり、例えば足りない医薬品の補充、未端の医療施設の整備等の援助を望んでいる國もある。

ネバールで望んでいるのは最高級の技術を教わることではなく、むしろ既存の技術を未端まで拡げるということであり、その為のヘルスポートという簡単な施設の整備である。

いままでは技術協力という言葉にとらわれて行なっていた為にいろいろな問題があった。今后は現地の保健衛生ということに日本が力を貸す

という考え方で新事業団が事業をやっていければ幸いである。

有馬 幹事

無償と技術協力については、最近のチョーライ病院が正に連携してやって来たものであるし、ネパールの件もこのような協力は十分可能であるし、しなければならないと思う。

齊藤 幹事

文化社会開発の国際協力になるとどうしても第二次的になり、これは行政機関内の問題と同時に国民の認識がまだ低いという点があり、難しい問題であるが、今后さらに外務省と十分に話し合いを設けていきたいと思う。又、一般に医学教育あるいは医師の研修を見た場合にその研修されたものが、東南アジアの個々の事情にどの程度応じることができるかということは相当問題があるのではないだろうか。伝統的な医師養成の有り方を反省しないと技術援助を行なっても物質的援助が喜こばれないのと同様に反感を買うことがあったりするのでその点からも反省する必要もあるのではないかと思っている。

網島 幹事

厚生省サイドからも人材の養成、新しい大学の講義等この委員会で考えていただきたくお願いする。

又、新事業団になれば中南米等の移住者に対する福祉業務をやるようになりこの中には当然医療関係が行なわれるし、その他託児所等の運営も入ってくるだろうと思う。ですから例えば中南米等に対する医療協力を行なう時には今までとは違ってこの福祉業務ということも考えてほしい。

角井 幹事

委員の先生方の意見一々感銘を受けておるが、特に豊川先生、島尾先

生の意見は非常に重要であろうと思う。これは外務省からも説明があつたように技術協力というのは相手方のニードを正しく把握する必要があり一方においてはそれを国内に適用させなければならないという矛盾がある。その解決法として、今までの協力のやり方でもう一つ反省してみる必要があると思うのは、専門家レベルの対話を盛んにするということなのではないだろうか、互いに相手側の言い分を非専門家が、相手方のニードだと決めつけ、こちら側は国内のニードだけで物事を考えているだけでは歩みよりが全々できない。専門家の交流を盛んにしてやり齊藤課長が日本の研修内容について危惧の念を表明していたような面を気にして、受け入れを躊躇しないで、多少の失敗はあっても、話合いを多くするというステップが必要なのではないか。只、研修員受入側に頼みたいことは、技術だけを教えるのではなく、日本の医療体制、医療教育或は医学会の動向なりを合わせて情報提供されれば、このような分野なら協力してもらえる、ということが相手方にも判かるようになるのではないか。

有馬 幹事

現地の必要性を判定するということに問題があると発言したのは、専門家の方々の話合いであるにもかかわらず、何が現地の必要であるかという判定が常に問題になっており、その際限られた予算で仕事をする場合、相手国の専門家或は政府が強く要望しているものに傾きがちであり、その場合に日本側の国内事情で人員確保が困難になると指摘したものである。

佐々 委員長

今までの医療協力事業が、実際に専門家として赴任した場合にそのプロジェクトの大きな理念と連ながらないという点が残念である。一つは

予算規模が非常に小さいこと、一つ一つの事業についても長い見通しが述べられていない（アンボンのマラリア対策、レイテ島の住血吸虫症対策紹介）ことがあるのではないか。

若松 委員

産業協力をやって、住血吸虫症や、マラリアが急激に拡がったことは既に各地で経験していることであり、日本がそれをもう一度繰り返すことは非常にみっともないことである。特に灌漑関係の仕事をする場合は医学的にその地域のエコロジーの関係がどうなるか、ということを必ず合わせて行なうようにする。農業と医療協力はペアーワークの考え方を知らないとエジプト、ネバールでの災害を繰返す危険があり、この点を十分注意してほしい。

又、技術協力はとかく高い技術をスポット的に行なっているが、厚生省の案の中にも総合化或は福祉と結びつけるという考え方が出ているが、10年位前までのアメリカ、その他の国が日米医学協力ができたような時代は東南アジアに対する協力の仕方が、主として熱帯病的なものが中心であったが、現在の一番大きな問題は人口問題であり、ローマクラブの提言でも、人口爆発と食料見通しを基盤としたように人口対策は保健衛生対策の中で一番大きなウエイトを示してきている。特に今年は人口年で世界中で人口問題を取り組む訳で中でもアジア地域は人口の爆発の中心点である為でどこの国でも家族計画の問題に非常に熱を入れているし、W.H.O.も、又民間の公衆衛生団体の協力体制もほとんど家族計画にしほっているような状態である。家族計画というものは、技術的にはたいしたものではないが、各國政府の強い要望、その仕事の広さという点で非常に大きな問題であり、技術協力の一つの目玉として考えていく必要があるのではないか、特に先日岸氏が視察から帰られて非常にショッキン

グを報告をしている。

佐々 委員長

人口問題について審議願いたい。

今まででは、医療協力と家族計画とが無関係ということでおきて通ってきたが、この問題は、医療、農業協力とは絶対に切り離せない問題で、例えば熱帯病をなくすと人口が増えて餓死する者が出てくる。食糧増産をしても同じようなことになる、という非常にシリアスな問題である。

外山 委員

人口問題というのは非常にむずかしい大変なことだと思う。新国際協力事業団では人口問題を行うようになるのか。

後藤 幹事

人口問題はスケールが大きすぎて手が出せないのでないかと懸念していたがローマクラブの提言等で日本としてはもう避けて通れないだろう。この問題はサックだけ送ればそれですむ問題ではなく相手国の部族、宗教、社会制度の違い、カソリックの所、過疎の所など、一概にはできない。まず、そのような相手国の情報を集めて、民間団体のI.P.P.F.等と連絡を取りながら進めていかねばならない。

我々が行うのは教育面であり、ここまで取り組む為にはそれだけの体制がなければいいかげんになってしまふ。

現体制においてできるかという問題については、現在の医療協力部の国別に担当している体制ではむずかしい。

人口問題部というものを作る気でやらないとだめである。

重松 委員

人口問題は非常にむずかしい問題でコントロールすることにも賛否両面があるが、現実に家族計画という形でうまくやっている国では、シン

ガボール、フィリピンで、宗教的に家族計画と結びつける場合には母子保健という面で行っている。いろいろな民族・宗教の入りまじっている国では一番理屈がつけやすいためだろう。どこの国でも母子衛生との連携を唱い文句にしている。従って日本から家族計画を援助する場合でも母子保健面からやるのが一番やり易いのではないか。

佐々委員長

この委員会の中に家族計画方面の専門家に委員として例えば村松専門家、國井専門家等を加えるようにしたらどうか。

池田 オブ

自民党でも人口問題議員懇談会を作るという動きが出ている。

IV 専門部会報告（プロジェクト選定に関する専門部会）

多ヶ谷委員

第二回プロジェクト選定に関する専門部会議事報告。

佐々委員長

この後半の資料（政府ベース二国間医療協力実施体制の整備に関する資料）については、この委員会の答申に基づいて医療協力部で具体案を作ったので、かなり思い切った案が出ているが是非尊重していただきたい。

理事長

専門部会は今後はどのような取り扱いになるのか。これはただ専門部会の報告として、委員会、総会に出されたということとか。

佐々委員長

そうである。今后この委員会総会は、なるべく頻繁に開いて具体的な検討を行ないたいと思う。

V 49年度予算について

事務局

49年度予算概要説明。

佐々委員長

チョーライ病院は大きい事業なので説明して頂きたい。

竹内委員

チョーライ病院のプロジェクトはオフィシャルには、脳外科プロジェクトが一応終った形で、今后2年間のフォローアップを行う。

中西理事

新チョーライ病院については本日、O.T.C.A.ベースの予備調査団が出発して、その意味においてO.T.C.A.が始めて手をかけた、ということになる。従来は無償協力で行っていたものである。

佐々委員長

無償供与で外務省直轄で発足した事業がO.T.C.A.に受け渡されたという意味において非常に特質的な事例であるということだが、今后もこういうことがありうるのではないか。或いは初めからO.T.C.A.で行うべきではなかろうかという意見もあるのではないか。

竹内委員

O.T.C.A.のプロジェクト選定というのはいつでも問題になるが同時にプロジェクト選定が、仮に厳重に行なわれたとしてもそれが本当に実を結ぶ為には、どういうプロセスを通して進んでいくのかということを考える時に、チョーライは歴史が古いために良い例だと思っている。このチョーライ病院は脳外科プロジェクトとして発足したものだが、大変に成果を上げたものだから、ある時点に政治的配慮もあったらしく、病院を建てよう、ということになった。そうすると、O.T.C.A.では無償供与はできないのでその時点から病院を建てるとは経協二課に移った訳で

ある。これはO.T.C.A.とは一応関係ないという形になっているが現実には、同じ敷地内に建物が建つので脳外科プロジェクトが一応の完結に近づき病院建設もほぼ完成に近づいた段階で、前の病院と新しい病院とをどういうふうにプロジェクト化するか、ということになり、その結果新チョーライ病院のプロジェクト化ということを決定し、そのプロジェクトを実施するのは、外務省ではなく、O.T.C.A.に再び業務が帰ってきた訳である。

又、二国間契約では行っていない完成後の消耗品も多少は負担しようということになり、この辺は筋は通らないのだがアリリストックな動きををしている。そしてそれが3年間ということである。

これを現実に実施されているプロジェクトに当てはめると成功したものはすべてこういう過程を通っていくのではないかと思う。そこでアイスブレーキングのような意味でチョーライが消耗品まで確保したことは、ビルマにしても又他の大きなプロジェクトにしても成功すれば皆そうなっている。このような過程を経むということを考えると、連物の供与はあくまでも、外務省であるという、この線は一体いつまでその通りであっていいのか。結局O.T.C.A.内にあっても無償供与に関する作業も将来はやらなければならないのではないか。

有馬 幹事

チョーライ病院は技術協力と無償協力が円滑につながって行ったものである。他方必ずしも無償協力の今后の対応が消耗品にまで及んでいくというようなことは一般化され得ないことだと思う。

無償協力は外務省が行い、それを実施していく段階でO.T.C.A.の協力を得なければならないものが、いくつか出て来るであろうが、それは外務省内で調整していく問題だと考えている。

理 事 長

外務省では無償協力はO.T.C.A.に渡たずつもりであったが、検討した結果、大蔵の反対もあり現体制のままになっている。我々も実際は一緒になった方が技術協力の面では非常に良いと思うが、無償協力は技術協力と関係ないものが多い為に部分的にO.T.C.A.にもってくるのは困るということになった訳である。できるだけ現実問題としては外務省の無償協力と技術協力を計画の時から考えて行きたいと思っている。

林 委員

新事実団はそれが円滑に行えるようなシステムになっているのか。

有馬 幹事

正にその辺を念頭におき法案が作られてきた訳である。

後藤 幹事

建物の中でも運営上、講堂、映画館を作るということは簡単にできるが病院、研究所はなかなかむずかしいという無償協力の性格がある。といふのは、相手側から、外交ルートを通って要請が来て、入れを行うわけで、その時のブランクが心配である。林先生が言われたように一つの法的な考え方を出していかなければいけないだろう。

例えばタイのがんセンターの場合は水が使えなくてあわててポンプを取りつける等、動き出すのに時間がかかる。相手から問題が出てから要請が来たのでは遅すぎるということで、先日タイ国へ調査団が出て問題が出た時すぐ行けるようなシステムを作りこれが少しうまくいっている。このような改善を加えながら医療施設については特殊な方法を考えていかないと難しい。

佐々委員長

次回総会はいつか。

後藤 幹事

新国際事業団の問題がありその辺の見通しがつき、もう少し情勢がわかった時点で連絡する。

佐々委員長

意見具申書についての意見は一週間以内に知らせていただき、在京の2・3の委員で修正し、医療協力強化に関する意見具申ということで会長に具申する。

岡田 幹事

事業団としても政府ベース、特に外務省に、ただ受けるということでなく積極的に且つ建設的な意見を出して行くということで体制を組み鋭意努力しているので了解願いたい。

※ 決 定 事 項

医療協力事業の強化に関する意見具申書を起草し、O.T.C.A.会長宛提出する。

別添資料：

1. 海外医療協力委員会委員、幹事名簿
2. 49年度医療協力事業委託費予算額一覧表
3. 医療プロジェクトの概要
4. 48年度医療協力専門家派遣実績
5. 医療協力プロジェクト事業計画表
6. プロジェクト選定に関する専門部会第2回議事録
7. 國際協力事業団法案要綱
8. 國際協力事業団法案
9. 海外保健協力の改善
10. 意見具申書(案)
11. 意見具申書

以 上

資料 1.

海外医療協力委員会委員名簿

(順不同)
(敬称略)

氏名	所属	電話
(委員長)		
佐々学	東京大学医科学研究所寄生虫学教室教授	443-8111
(委員)		
小平正	栃木県がん検診センター所長	0286-58-5151
林薫	長崎大学熱帯医学研究所長	0958-44-2111
重松逸造	国立公衆衛生院疫学部長	441-7111
島尾忠男	財団法人結核予防会結核研究所副所長	0424-91-4111
白幡友敬	財団法人日本国際医療団専務理事	432-2888
多ヶ谷勇	国立予防衛生研究所村山分室ビルス部長	0425-61-0771
武谷健二	九州大学医学部長 細菌学教室	092-641-1151
外山敏夫	慶應義塾大学医学部教授	353-1211
平沢和重	N H K 解説委員	541-2411
本多憲児	福島県立医科大学教授 第一外科教室	0245-21-1211
曲直瀬寿夫	大阪大学医学部教授	06-451-0051
水野肇	医事評論家	945-2721
豊川行平	東京大学医学部教授 卫生学教室	812-2111
吉武泰水	筑波大学副学長	
竹内正	日本大学医学部教授 病理学教室	972-8111
若松栄一	医療金融公庫理事	265-5151
計 17名		

幹事名簿

昭和49年3月14日

氏名	所属	電話
綱島衛	厚生省大臣官房国際課長	503-1711
浅野一雄	厚生省公衆衛生局保険情報課長	"
齊藤諦淳	文部省大学学術局医学教育課長	581-4211
角井宏	文化庁長官官房国際文化課長	"
柳健一	外務省経済協力局技術第一課長	580-3311
有馬龍夫	# 第二課長	"
多田敏孝	# 総合協力第二課長	"
伴正一	日本青年海外協力隊事務局長	400-7261
岡田富美也	海外技術協力事業団総務部長	353-2171
後藤伍郎	# 医療協力部長	"
計 10名		

昭和49年度 医療協力事業委託費予算額一覧表

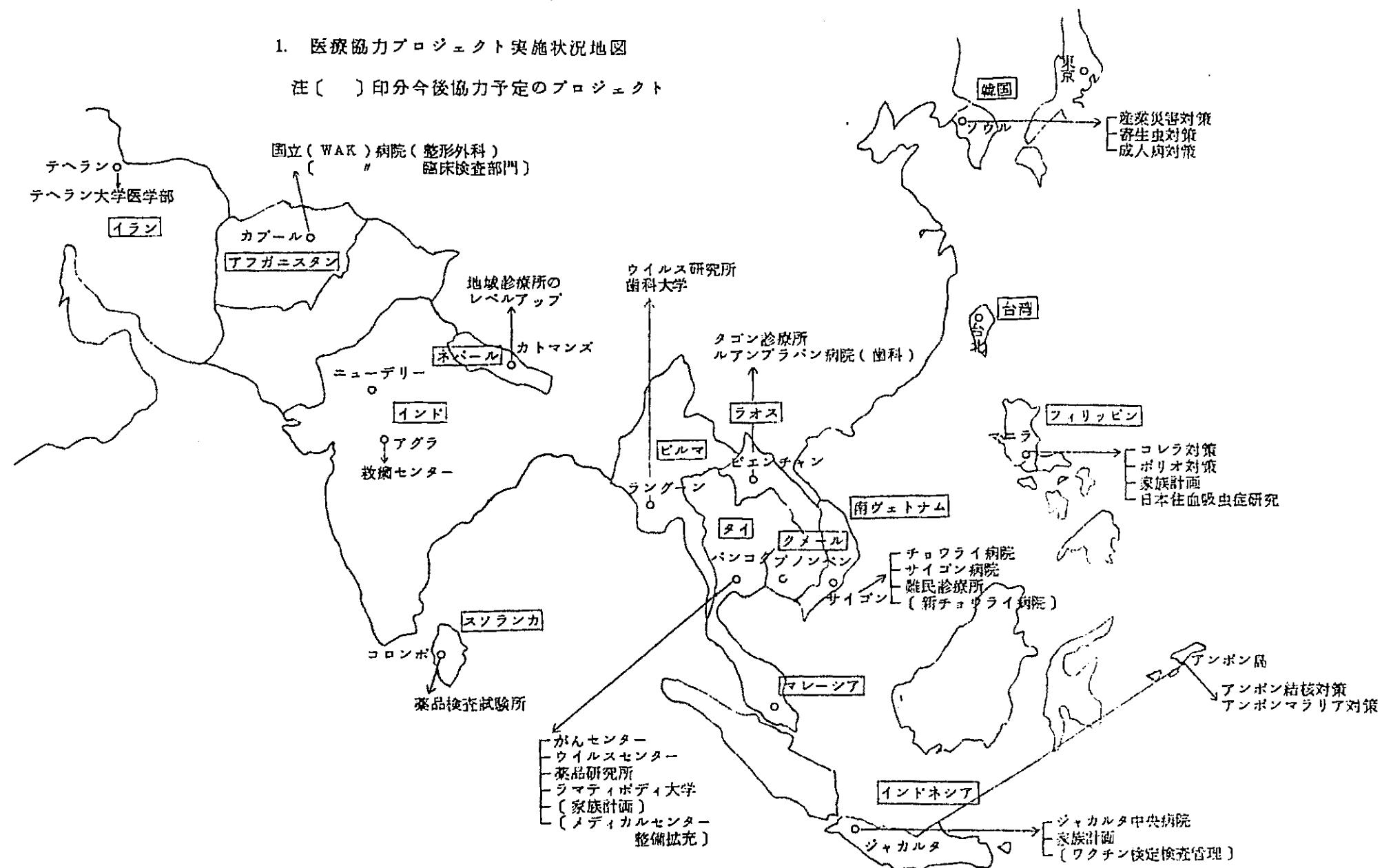
(単位 千円)

区分	昭和48年度 補正後予算額	昭和49年度 予算額	増減 (対比)	備考
医療協力事業費	(1,087,024) 1,029,296	1,347,746	318,450	昭和41年度より計上
1. 調査費	(63,729) 58,547	70,368	11,821	当初予算額 41年度 42年度 43年度 44年度 45年度 46年度 47年度 352,000 845,500 910,000 910,000 910,000 858,747 978,623
2. 実施計画費	(1,037) 954	2,616	1,662	
3. 専門家派遣費	(323,647) 321,086	421,464	100,378	補正後予算額 41年度 42年度 43年度 44年度 45年度 46年度 47年度 337,845 730,500 900,000 885,715 838,143 815,671 926,844
4. 大学教授の公開手術等派遣費	(9,976) 9,178	12,352	3,174	
5. 所属先給与補填差額費	(73,580) 73,580	137,416	63,836	48年度 49年度 増減 調査件数 18件 21件 + 3件(エバリュエーションチーム) 専門家派遣数 125人 150人 + 25人 所属先補填差額費 @ 130,000円 178,000円 + 48,000円
6. 専門家一時帰国旅費	(5,967) 5,490	4,674	△ 816	
7. 子女呼寄せ旅費	(488) 449	944	495	
8. 機材供与費	(608,600) 560,012	697,912	137,900	
()内数字は 当初予算額				

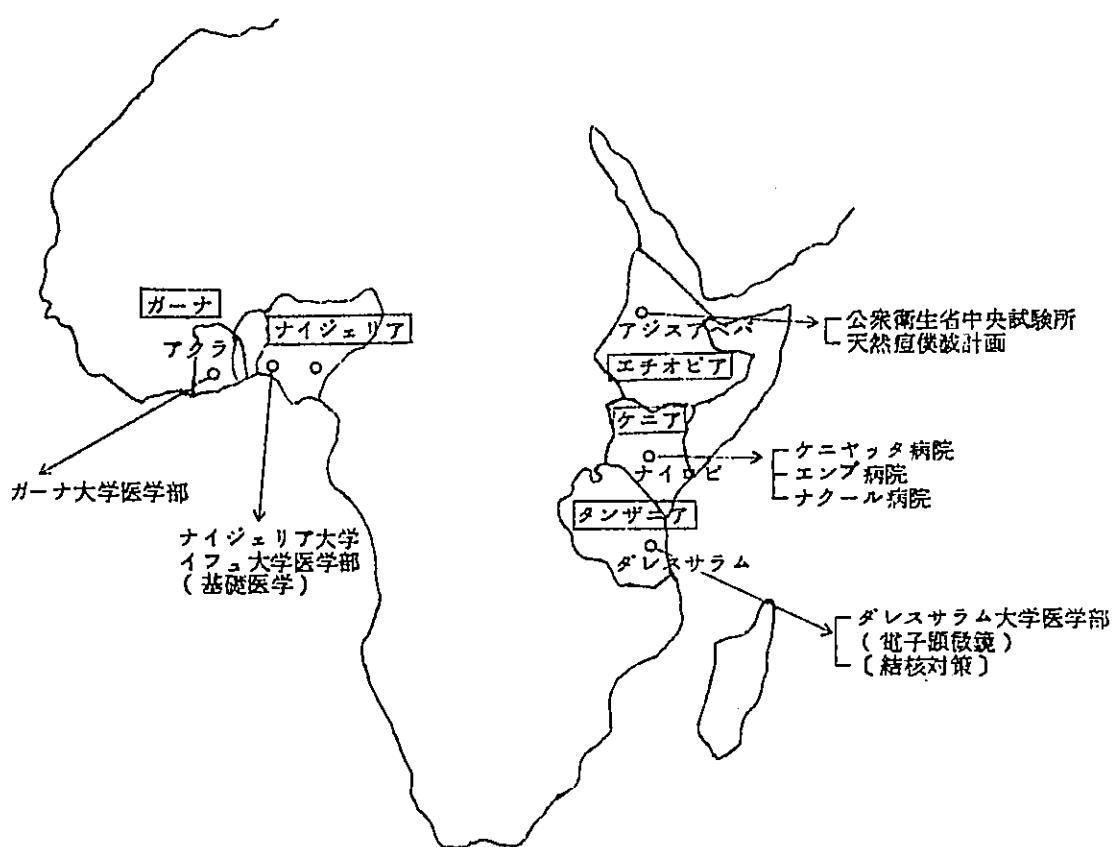
医療プロジェクトの概要について

1. 医療協力プロジェクト実施状況地図

注〔 〕印分今後協力予定のプロジェクト



2. アフリカ地域



3. 中 南 米 地 域



昭和48年度 医療協力専門家派遣実績

派遣事項 計画別	累 計	継 続 派 遣 専 門 家 以 降	四 十 七 年 度 以 降	新 規 派 遣 専 門 家 以 降	帰 国 専 門 家	現 地 在 任 専 門 家
コロンボ	79	29		50	53	26
中近東・アフリカ	51	27		24	29	22
中南米	1	1		0	0	1
小計	131	57		74	82	49
大学教授の公開手術等 派遣費による派遣	9	0		9	9	0
調査団	52	0		52	52	0
機材修理班	20	0		20	20	0
合計	212人	57人		155人	163人	49人

()内数字は1月以降派遣予定で内数

医療協力プロジェクト事業計画表

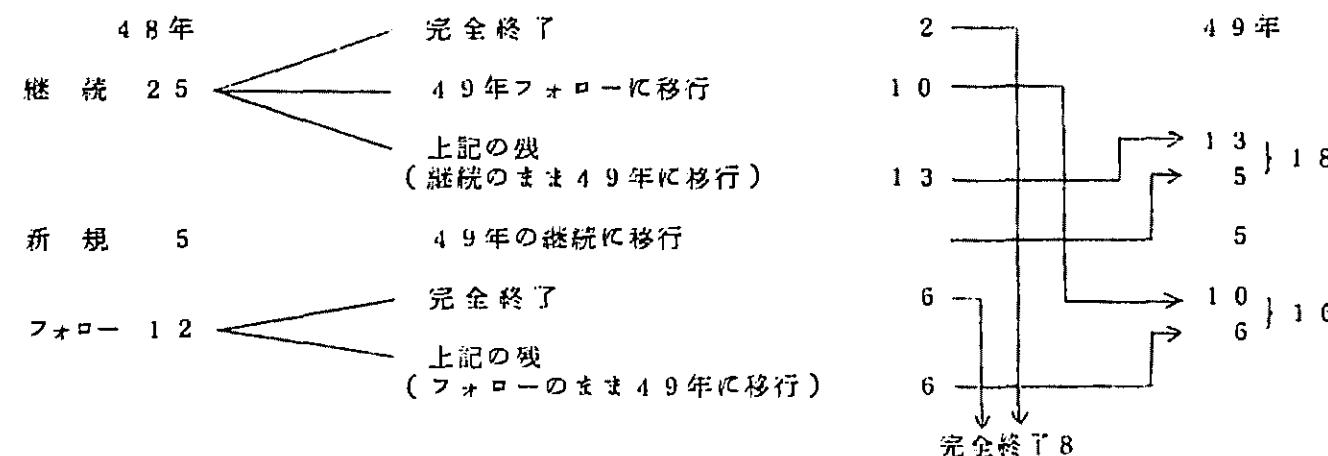
-----はフォロー的協力

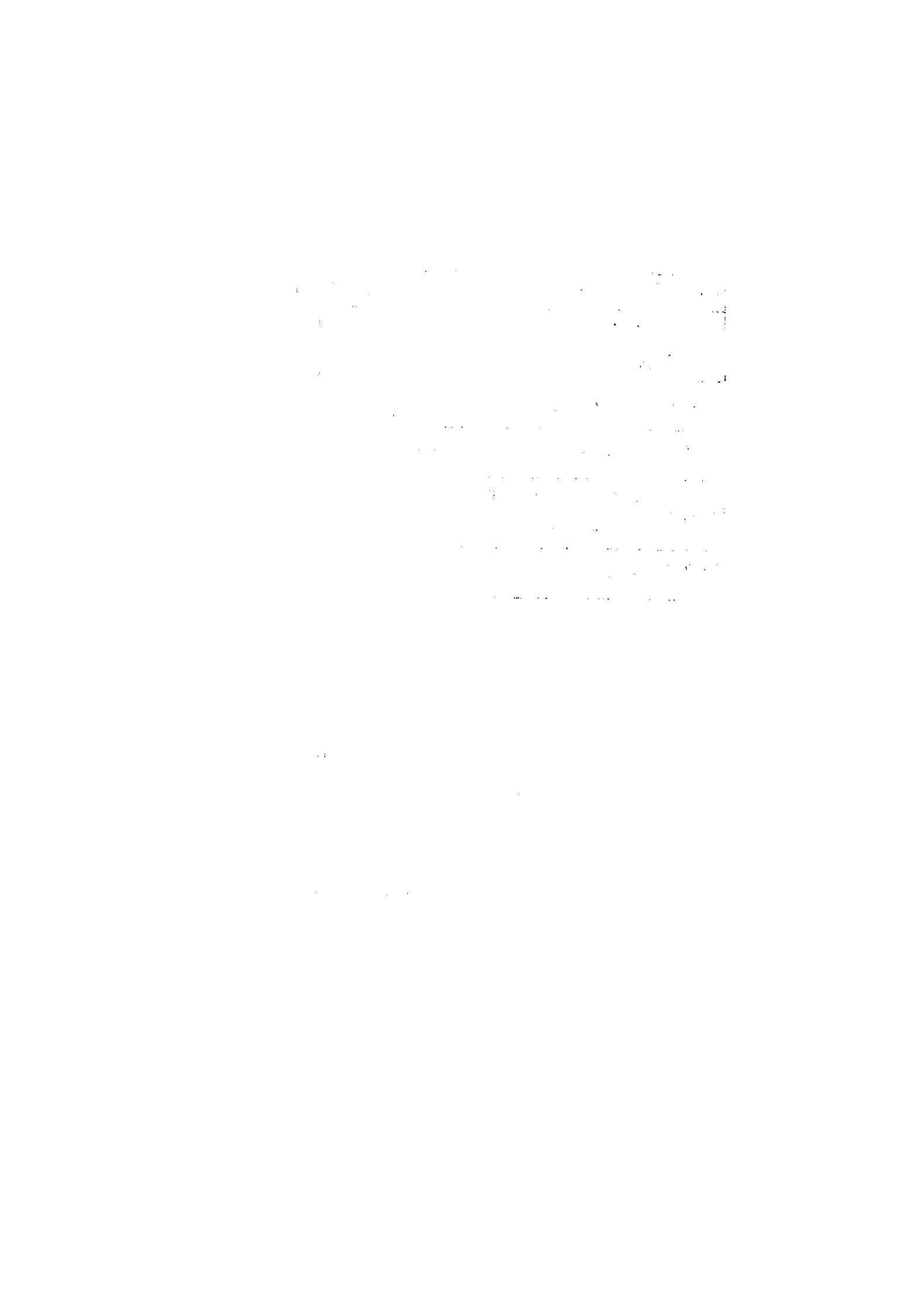
国名	プロジェクト名	40年前	41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年
韓国	産業災害対策 (馬山労災病院)	1件													
	寄生虫撲滅対策														
	成人病(がん)対策														
フィリピン	コレラ対策														
	ボリオ対策														
	日本住血吸虫症研究														
	家族計画														
ヴィエトナム	サイゴン病院(一般外科)														
	チョウライ病院(脳外科)														
	新チョウライ病院(新)														
	難民住宅診療所														
ラオス	タゴン診療所														
	ルアンプラバーン歯科														
タイ	がんセンター	36年													
	ウィルスセンター														
	家族計画														
	メディカルセンター(仮、新)														
	ラマティボディ(眼)														
	〃(実験病理)														
	薬品研究所														

国名	プロジェクト名	40年以前	41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年
インドネシア	インドネシア大学付属 ジャカルタ中央病院														
	ワクチン製造検査(仮, 新)														
	アンボン														
	家族計画														
	胸部外科														
ビルマ	歯科大学														
	ウィルス研究所														
ネパール	地域診療所のレベルアップ														
インド	救ライセンター					(機材供与のみ)									
スリランカ	薬品検査試験所														
アフガニスタン	WAK病院整形外科														
	〃 医床検査(仮, 新)														
イラン	テヘラン大学医学部														
ケニア	ケニアッタ病院(ICU)														
	エンブ病院														
	ナクール病院														
タンザニア	結核対策(新)														
	ダレスサラム大学電鋸														
エチオピア	痘そう対策														
	中央衛生試験所														

国名	プロジェクト名	40年以前	41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年
ナイジ エリア	イフェ大学医学部 ナイジェリア大学医学部														
ガーナ	ガーナ大学医学部														
コスタ リカ	コスタリカ大学医学部電子顕微鏡														
ブラジル	カソリック大学成人病 ペルナンブコ大学熱研														
パラグ アイ	ライ病対策														

48年から49年へのプロジェクト推移





海外医療協力委員会
プロジェクト選定に関する専門部会

第 2 回 議 事 錄

1. 日 時

昭和49年2月12日(火) 午後0時～午後2時半

2. 場 所

O.T.C.A.旧館6階医療協力部会議室

3. 出 席 者

(委員長)

佐々学 東京大学医科学研究所教授

(専門委員)

重松逸造 国立公衆衛生院疫学部長

多ヶ谷勇 国立予防衛生研究所腸内ウイルス部長

竹内正 日本大学医学部教授

本多憲児 福島県立医科大学教授

(幹事)

代理出席

樋口事務官 外務省経済協力局技術協力第二課

代理出席

小林事務官 厚生省大臣官房国際課

なお、竹内委員は会議に出席できなかつたため事前に意見聴取

(O.T.C.A.)

医療協力部

後藤部長

齊藤第1課長

橋浦第1課職員

佐藤第1課職員

吉本第2課長

御手洗第2課職員

4. 議　　題

- (1) 医療専門家(医師)の待遇改善策の経過
- (2) 新国際協力事業団構想
- (3) 第三世界のプロジェクトの重点施行の考え方
- (4) 公衆衛生プロジェクトの扱い方

5. 討議内容

- (1) 医療専門家(医師)の待遇改善策の経過

後藤幹事

委員会より意見具申のありました待遇改善につきましては再度の折衝にもかかわらず予算化されませんでした。これは、①O.T.C.Aの専門家として医者だけを特別扱いにできない。②既に他の一般専門家よりも25%高い在勤俸が出てることによる。

そこで来年度は出来るだけ実行上で行っていきたいと考えており、これについては反対もありませんので、実行可能と考えています。この場合医療専門家全員にするのではなく、中堅(40才前後)の医者を中心と若い医者には適用しなくても良いのではないか。今まで派遣した専門家の場合相手国の上位の医者に逆にテストされているような面もあり、又若い専門家の中には自分の研究、勉強のために行っているような者もあり、相手国を失望させている例もある。(エティオピアの例)

(後藤幹事より竹内委員の意見紹介)

若い者を甘やかしてはいけない。現在の医学部は91もありすぐに買手市場になるだろう。中堅の者につけるのは大いにやるべきだが若い者につける必要なし。

佐々委員長

今後も引続き要求をしてほしい。

重松 委員

一番若い専門家はどれくらいなのか。

後藤 幹事

大卒1年位です。（エティオピアの例を紹介）

木多 委員

本当のエキスパートにつけるべきで若い者につけるのは甘やかしにならぬ。後藤幹事の意見に賛成である。

佐々委員長

文部省では大学の調査手当を4月からつけるようになった。

重松 委員

エキスパートをリクリュートするためのものである。

後藤 幹事

現行においては特別技術報酬費にはA、B、C、Dのランクがあるのでも、ランクをつけるのが難かしく、特別のものを除いては行っていない。

斎藤 課長

昭和49年度予算の概略説明（別添資料1）

（2）新国際協力事業団構想

後藤 幹事

去年の12月28日の四者会談（総理大臣、大蔵大臣、外務大臣、行政管理庁長官）において、O.T.C.A.、海外移住事業団を発展的に解消し、

それに農林、通産から出ていた新事業団構想を加えて国際協力を一本化するために国際協力事業団をつくることがきまつた。

これに伴い外務大臣が外務省幹部に説明した内容は、①経済協力大臣をおく、②海外経済審議会の機能を強化する、③O.T.C.A.、海外移住事業団を発展的に解消する、④主管は外務省、但し、新規事業については農林、通産省との共管にする、⑤O.T.C.A.の現機構はそのまま移行する。以上

現在は流動的であるが、発足は昭和49年7月の予定で、法案の国会提出は2月中旬の予定。外務省案は、O.T.C.A.と海外移住事業団の現行法を併立して、との各省の要望は出来るだけ覚書きによって行おうとしている。無償についても現在ははずされている。

又、自民党が海外技術協力特別部会でも現在研究中で、東南アジア訪問後の田中首相の発言の中でもはっきり言われているように、医療協力面の重視が打出され再検討をしている。

(竹内委員)

厚生省からも審議官を出すようすべきである。

事業団内部体制として縦割りにし、一元化すべきである。

(カウンターパートの問題等)

後藤 幹事

「政府ベース二国間医療協力実施体制の整備強化に関する資料」説明。

(別添資料2)

この資料は、「医療協力のあり方」の答申を受けて効果ある医療協力を推進するためには、現医療協力部の体制では到底不可能ですので、新事業団発足を機会に、定員を確保し、機構改革を行おうとするもので、本来はこの場にはかるものではないのですが、皆さんに計って意見を聴き、ご理解を得たいと思って出したものです。

佐々委員長

現在、国内事業部もカウンターパートに関しては熱を入れていないし、医療協力部でも直接タッチしていないのでよく判らない状態なので、一元化することは良い。

重松 委員

研修課という言葉が良くない。

多ヶ谷委員

プロジェクトを総合的に扱う課がない。正面課のようなものを入れるべきだ。

重松 委員

福祉課の表現は少し問題があるが（特に国際的に）、国内的にはアピールするだろう。

後藤 幹事

家族計画課は、I.P.P.F.と一緒にを行い、日本政府の窓口として行なった。

（竹内委員は家族計画はやらない方が良いとの意見があったことを紹介）

佐々委員長

家族計画はやりにくいがやらなければならない。

後藤 幹事

本件委員の方々でご検討して頂いて、意見を收りまとめたものを総会時に委員会の方針として提出してほしい。

本多、多ヶ谷委員

そのスタイルが一番良い。

小林事務官

厚生省においての現在の取組状況説明。（略）

(3) 第三世界のプロジェクトの重点施行の考え方と公衆衛生プロジェクトの扱い方

後藤 幹事

公衆衛生的なプロジェクトに対しては外務・大蔵が経費がかかるという危惧があり、病院に機材を送ったり、家族計画のゴムを送るとかしているが、いつまでたってもこれでは横上げにならない。又現在嫌われているアメリカなどで行っている金を出して大きな病院を建てたり、米人が行って植民地を作る方法もダメである。一番感謝されるのは、公衆衛生的なものである。

(例、エティオピア、ラオス、タゴン)

診療は際限といつものがないが公衆衛生的なものは民衆の心に結びつく。

人間は少なくともできる。(例、パラグアイは3人でもできた。)

(竹内委員)

大きな政策としての一環(医療のみにとらわれず)としての医療プロジェクトを行うべきであり、相手国の現地の要求をしっかりとつかむ必要があり、コスタ・リカの例がそのいい例であろう。

公衆衛生プロジェクトに関しては、家族計画はやめるべきだろう。感染症(寄生虫)等はモデル地区を作つてやるようすれば可能だろう。

重松 委員

この資料(前議事の資料を指す)の中には説明のようなものが入っていないのではないか。又この件については既に答申の中にも入っていることである。

多ヶ谷委員

医療協力は三本柱であり(①本来の臨床的なもの、②公衆衛生、③医

学教育)、バランスのとれた方法をとるべきである。

本多 委員

公衆衛生は必要であり、本来こういう方針で行くべきだった。

樋口事務官

公衆衛生は良いが、協力要請が上がってきていなければこちらから押しつけることはできない。

重松 委員

日本の姿勢自身がそうだし、開発途上国自身も治療優先であるが、公衆衛生のP.R.も重要ではないか。日本の医療協力が巡回診療とか、病院建築が主だというイメージが残っているのではないか。

多ヶ谷委員

そういうところでは、日本からもプロジェクトを見つけてあげるようにする。

後藤 幹事

要請そのものが相手国のニードに必要なものかどうかの詰めを行うべきで、ビルスラボも指導の方向によっては公衆衛生につながるのではないか。現在の電子顕微鏡供与については、ガーナとタイが公衆衛生的に使用しているだけである。

多ヶ谷委員

公衆衛生的なものは大蔵に通りにくいのではないか。

後藤 幹事

大蔵も説明して判からせれば通してくれるだろう。

※ 決 定 事 項

「政府ベース二国間医療協力実施体制の整備強化に関する意見具申」
を第七回総会までに提出。

担当委員
佐々委員長
重松委員
多ヶ谷委員

昭和49年度 医療協力関係予算一覧表(大歳原案)

(資料 1)

科 目 区 分	昭和49年度予算(大歳原案)			昭和48年度予算		
	金額	内 訳		金額	内 訳	
海外技術協力事業費						
医療協力事業費	1,347,746			1,087,024		
調査費	70,368	予備調査 3件, 実施計画調査 5件, アフターケア調査1件, 計画打合せ4件, 機材修理班 5件, エバリエーション調査 (新規) 3件, 計 21件		63,729	予備調査(基礎調査) 3件, 実施計画調査(実施調査) 5件, アフターケア調査(巡回指導) 1件, 計画打合せ4件, 機材修理班 5件	計 18件
実施計画費	2,616	8プロジェクト分		1,037	5プロジェクト分	
専門家派遣費	421,464	医療専門家: 本人 105名(短期47名, 長期58名), 家族 41家族 一般専門家: 本人 45名(短期20名, 長期25名), 家族 18家族 子女教育手当新設 1,888千円, 語学手当, 働地手当		323,647	医療専門家: 本人 87名(短期43名, 長期44名), 家族 31 家族 一般専門家: 本人 38名(短期26名, 長期12名), 家族 9 家族 語学手当, 働地手当	
大学教授の公開 手術等派遣費	1,2352	特級, 1月, 13名		9,976	特級, 1月, 10名	
所属先給与補填費	137,416	単価 178,000円		73,580	単価 130,000円	
専門家一時帰国 旅費	4,674	6件		5,967	7件	
子女呼寄せ旅費	944	77人 適用率 $\frac{1}{2} \times \frac{1}{9}$		488	49人 適用率 $\frac{1}{3} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{3}$	
機材供与費	697,912	医療一般機材 605,912千円 医療特別機材 92,000千円		608,600		
専門家派遣費						
特別技術報酬費	46,445			46,445		



(資料 2)

政府ベース二国間医療協力実施体制の整備強化に関する資料

49. 1.

海外技術協力事業団
医療協力部

わが国国際協力事業の強化が急がれている情勢の下で、現行医療協力事業の拡充、効率化を達成していくためには、まずその実施体制の改編強化をはかり、より実効の挙がる協力態勢を整えていくことが焦眉の急務とされている。今、こうした問題の周辺を概観してみると、つきのような問題点が指摘できよう。

なお、ここで提起した問題の主要なものはすでに「医療協力のあり方について」（昭和46年8月31日O T C A 海外医療協力委員会）のなかで答申の形で提言されている。

1) 現行の医療協力プロジェクトは、総じて協力規模が小型で内容も特殊単発的性格のものが多く、また協力分野も、ともすれば各國の要請を単純に受けとめた趣勢を反映して、報酬的ともいえる傾向をもち、相手国の民生向上に必ずしも効率をあげていない。協力効果をさらに高める視点からこれを改善するために、対象国経済社会の発展段階を配慮した真の医療欲求に対応させるべく、プロジェクトの総合的大型化に一層重点を指向していく必要があり、こうした方向に対応できる人的、組織的の面で国内を整備する必要がある。その際、この分野におけるわが国協力供給能力の特性を十分に考慮する必要がある。

2) 他方、一般に援助の効果を最大化し、相手国国民の十分な理解と支持を得るためにには、当該経済社会の各セクター間の有機的連関を考慮した

開発方式を重視する必要性が強調されており、その意見からも、たとえば国民の健康問題にも十分に考慮を払った農業や鉱工業部門の開発戦略（プロジェクト）が重要視されなければならない。今後は、上記1)の方策とも関連しながら、農・工業部門等の開発援助プロジェクトに対応して当該開発地域において必要とされる医学的調査等の問題に関する調査研究、協力を進めていく必要がある。

3) 指摘するまでもなく、開発途上諸地域の発展レベルは一様ではない。社会福祉開発面での立ち遅れが著しい地域においては、建物を含む不動産施設等の供与（無償援助協力）無くしては現実に効果的な医療技術移転が期待しえないところも多い。そうした地域における医療開発には、どうしてもこの種無償援助方式の導入が必要であり、今後は不動産供与協力方式を医療協力体系の一環として明確に位置付け、取り入れていく必要がある。このための実施体制上の整備は無論不可欠である。

4) 現在、わが国国際協力の大幅拡大と各種協力方式の連携強化が促進される趨勢にあるところ、そうした情勢下で今後さらに増加が予想される海外協力専門家、協力隊員また移住邦人等の現地活動環境の改善準備に側面から医療協力を行なうことも盛めて意識あることと考えられる。

5) 開発途上諸国における人口問題は現代世界における全人類的な重要課題の一つとなっており、国連場裸を含む内外世論がすでにこの問題に大きな注意を喚起してきている。わが国でも近年官民両ベースで各種機関によってこの問題、とりわけ家族計画対策を中心とした協力活動が始まっている。この一環として政府ベースの bilateral 協力においても開発途上諸国との強い要望に応えてこの分野の協力活動を強化していく方向にある。そこで、関係諸機関との適切な連携調整をはかりながら、協力の効果的拡充を急ぐ必要がある。

6) つぎに、現行の医療協力実施上の問題でもある以下の点で早急に改善措置がとられる必要がある。

(イ) 調査活動の強化

協力プロジェクトの選定に当っては、ともすれば受け身姿勢の、要請受容主義的な傾向を改め、これを相手国との共同調査を原則しながら積極的・弾力的な調査活動を強化することにより相手側関係者とのnegotiationを一層つよめ相手側の実情についての理解を深めることで真の医療ニーズを発掘する努力をすることがまず肝要である。こうした努力の積上げのなかではじめて効果の高い、良質なプロジェクトが発掘され創造されていくこととなろう。

(ロ) 機材購入の迅速化と予算の弾力的運用

医療分野の特殊性を配慮した機材の効率的な調達、現地送付が確保されることは肝要である。また協力の実効を挙げるうえで購入品目の選択も現地実情に沿って予算を弾力的に運用決定していくことも従来の経験から極めて重要なことと思われる。このための現行実施体制及び運用面の改善整備は緊要である。

(ハ) 研修事業の効率化

医療協力にともなうカウンターパートの受入研修は協力遂行上欠くことのできない要素である。このような研修事業は当然のことながら現地運営の協力プロジェクト全体のなかの一環業務として正しく位置づけながら、人材養成の観点から最も効率的に運用されることが大切であり、そのためには当該分野の個別カウンターパートの受入研修に係わる情報管理、計画立案、調整等業務の一元的実施を可能ならしめる実施体制の確立がつよく望まれる。(「集団研修コース事業」は除く。)さらに、上記との関連で、従来からわが国専門家の派遣前の強

化が強く要請されてきており、この面での体制強化も必要である。

(ニ) 効果的な情報の管理

指摘するまでもなく、協力事業の効率的展開のためには、適切且つ十分な情報の収集、その分析が前提として不可欠である。くわえて業績に対する正しい評価を行なって将来の事業展開の指針と教訓を引き出すためにも所要の情報統計等の解析機能はまた極めて重要であり、そうした体制の整備が図らねばならない。

7) 以上略述してきた諸問題の改善を促進するためには、事業の組織機構面での改革充実は看過しえないところであり、別紙(案)の如き機構上の改編強化を含め、本事業に係る組合、制度、手続諸般に亘る新体制の確立をはかっていく必要があり。

以 上

(別紙)

医療協力部機構改革強化案

昭和49年1月

医療協力部

著しく増大しつつある開発途上諸国の医療協力要請に応えるため、現存の医療協力部をベースに大幅な機構の拡充、機能強化を図り、在外医療協力専任駐在員を備える8課構成（スタッフ約60名）の部局とする。

[部の編成] 8課 57名

内 訳

№	課の名称(仮称)	所要員数	所 管 業 務
1.	総務調整課	(人) 7	業務の全体総括・調整、予算計画・運用・管理
2.	派遣課	8	専門家の派遣に係る一切の業務
3.	機材課	8	機材購入業務
4.	研修課	6	a. カウンターパートの国内研修 b. 派遣前専門家の研修訓練 (一般的オリエンテーションを含む)
5.	施設課	6	建物等不動産施設供与プロジェクト業務 (無償援助を含む)
6.	福祉課	5	在外邦人(専門家、移住邦人等)に密接した医療プロジェクトの業務
7.	(家族)計画課	5	人口・家族計画分野の協力業務
8.	情報管理課	5	a. 業務全般に係る情報統計管理業務 b. SEAMEO医療情報センター等に係る業務
	在外専任駐在員 (海外の医療協力 に係る支援調整 活動を専任する)	7 (当面)	アジア・中近東 4名 アフリカ 2名 中南米 1名

(資料7)

国際協力事業団法案要綱

1. 国際協力事業団（以下「事業団」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務を行い、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に必要な資金の円滑な供給を図り、これとあわせて技術を提供する等の業務を行い、並びに中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。

（第1条関係）

2. 事業団の資本金は、事業団成立の際政府が出資する40億円及び本法律の附則の規定により政府から出資があったものとされる金額との合計額とする。事業団は、資本金を増加することができる。（第4条関係）
3. 事業団に、役員として、総裁1人、副総裁2人、理事12人以内及び監事3人以内を置く。（第8条関係）
4. 事業団の業務の運営に関する重要事項を審議するため、総裁の諮問機関として、40人以内の委員よりなる運営審議会を置く。（第19条及び第20条関係）
5. 事業団は、その目的を達成するため、次の業務を行う。（第21条関係）
 - 1 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務
 - 2 条約その他の国際約束に基づき、海外協力活動を希望する青年を開発途上地域へ派遣すること等の業務
 - 3 開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力

するために必要な資金の円滑な供給を図り、あわせて技術を提供する等の業務

- 4 移住者の援助及び指導その他海外移住の円滑な実施に必要な業務
6. 外務大臣を主務大臣とするが、農林業開発に関する事項については農林大臣との共管、鉱工業開発に関する事項については通商産業大臣との共管とする。（第43条関係）
7. 事業団は、海外技術協力事業団及び海外移住事業団の一切の権利及び義務を承継し、また、財團法人海外貿易開発協会からの申出があった場合はその一部の権利及び義務を承継することができる。（附則第6条、第7条及び第8条関係）
8. その他所要の規定を設ける。

(資料8)

国際協力事業団法案

目 次

- 第1章 総則(第1条～第7条)
- 第2章 役員及び職員(第8条～第18条)
- 第3章 運営審議会(第19条・第20条)
- 第4章 事業(第21条～第25条)
- 第5章 財務及び会計(第26条～第37条)
- 第6章 監督(第38条・第39条)
- 第7章 雜則(第40条～第43条)
- 第8章 罰則(第44条～第46条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 國際協力事業団は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務を行い、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力する見地からこれらの開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から供給を受けることが困難なものについてその円滑な供給を図り、これと併せて技術を提供する等の業務を行い、並びに中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、國際協力の促進に資することを目的とする。

(法人格)

第2条 國際協力事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

(事務所)

第3条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第4条 事業団の資本金は、40億円と附則第6条第4項、附則第7条第4項及び附則第8条第5項の規定により政府から出資があったものとされた金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額

により資本金を増額するものとする。

(登記)

第 5 条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第 6 条 事業団でない者は、国際協力事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第 7 条 民法(明治29年法律第89号)第44条及び第50条の規定は、事業団について準用する。

第2章 役員及び職員

(役員)

第 8 条 事業団に、役員として、総裁1人、副総裁2人、理事12人以内及び監事3人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事6人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第 9 条 総裁は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、事業団を代表し、総裁を補佐して事業団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して事業団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理

し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

- 4 監事は、事業団の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は外務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第10条 総裁及び監事は、外務大臣が任命する。

- 2 副総裁及び理事は、総裁が外務大臣の認可を受けて任命する。この場合において、非常勤の理事のうち、一人は日本輸出入銀行の理事のうちから、一人は海外経済協力基金の理事のうちから、それぞれ、日本輸出入銀行の総裁及び海外経済協力基金の総裁の推薦に基づき、任命するものとする。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- 二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

(役員の解任)

第13条 外務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 外務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるとときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 総裁は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代理権の制限)

第15条 事業団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁及び副総裁は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第16条 総裁は、事業団の理事又は職員のうちから、事業団の從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第17条 事業団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第18条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)そ

の他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 運営審議会

(運営審議会)

第19条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、総裁の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要な事項を審議する。

3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、総裁に対して意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員40人以内で組織する。

(委員)

第20条 委員は、事業団の業務の適正を運営に必要な学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第13条第2項及び第3項の規定は、委員について準用する。

第4章 業務

(業務の範囲)

第21条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務(第三号ニに掲げる業務に該当するものを除く。)を行うこと。

イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。

ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術

- ・協力のための機材を供与すること。
 - ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。
 - ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に關し基礎的調査を行うこと。
- 二 開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする海外での青年の活動（以下この号において「海外協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。
- イ 海外協力活動を志望する青年の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。
 - ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた青年を開発途上地域に派遣すること。
 - ハ 海外協力活動に關し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。
- 三 開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力するため、次の業務を行うこと。
- イ 開発途上地域における住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛生、生活環境等に係る施設の整備事業又は開発途上地域等における農林業若しくは鉱工業に係る開発の事業（以下次条までにおいて「開発事業」と総称する。）に付随して必要となる関連施設であつて周辺の地域の開発に資するものの整備（次条において「関連施設の整備」という。）に必要な資金を貸し付け、又は当該資金の借入れに係る債務を保証すること。
 - ロ 開発事業のうち試験的に行われる事業（石油（オイルサンド及び

オイルシェールを含む。）、可燃性天然ガス及び金属鉱物に係る鉱業並びに工業に係るものと除く。）であつて技術の改良又は開発と一体として行われなければその達成が困難であると認められるものその他これに準ずる事業として政令で定めるもの（次条において「試験的事業等」という。）に必要な資金を貸し付け、若しくは当該資金の借入れに係る債務を保証し、又は当該資金を供給するための出資すること。

ハ 約その他の国際約束に基づき、開発途上地域の政府又は地方公共団体その他の公共的団体からの委託を受けて、当該開発途上地域の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に資する施設等の整備事業（政令で定めるものに限る。次条において「施設等整備事業」という。）を行うこと。

ニ イ又はロの規定による貸付け、債務の保証又は出資の対象となる事業及びハの規定により事業團が行う事業に必要な調査及び技術の指導を行うこと。

ホ 開発事業に従事する本邦法人（本邦法人が出資している外国法人を含。）又は本邦人からの要請に基づき、第一号及びニの業務の遂行に支障のない範囲内で適当と認める場合に、当該開発事業に必要な技術の指導を行うこと。

四 移住者に対する援助及び指導等を國の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。

イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行い、相談に応じ、並びにあっせんを行うこと。

ロ 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費及び支度金等の支給を行い、並びに渡航のための宿泊施設の提供、引率その他の援助及

び指導を行うこと。

ハ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。

ニ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。

ホ 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあっせんを行うこと。

ヘ 移住者若しくはその団体で海外において農業、漁業、工業その他 の事業を行うものに対して当該事業に必要な資金を貸し付け、若しくは当該資金の借入れに係る債務を保証し、又は当該事業のうち政令で定めるものに必要な資金を供給するための出資をすること。

ト 海外において農業、漁業、工業その他の事業であつて移住者の定着及び安定に寄与すると認められるものを行ひ者（移住者及びその団体を除く。）に対して当該事業に必要な資金を貸し付け、又は当該事業のうち政令で定めるものに必要な資金を供給するための出資をすること。

五 第一号並びに第三号ニ及びホの業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 事業団は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

第22条 次の各号に掲げる業務については、事業団は、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、当該業務を行なうことができる。

一 前条第一項第三号イに掲げる業務 次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 当該開発事業につき、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、事業団その他政令で定める機関からの資金の貸付け、債務の保証又は出資（以下「貸付け等」という。）があること。

ロ 当該関連施設の整備につき、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められること。

二 前条第1項第三号ロに掲げる業務 当該試験的事業等につき、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められること。

三 前条第1項第三号ハに掲げる業務 当該施設等整備事業につき、当該開発途上地域及び我が国に事業団以外の適当な事業主体がないと認められること。

（業務実施方針）

第23条 主務大臣は、毎事業年度、第21条第1項各号に掲げる業務につき業務実施方針を定め、当該事業年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により指示した業務実施方針の内容を変更したときは、その都度、その変更に係る指示をするものとする。

（業務の委託）

第24条 事業団は、次の各号に掲げる業務については、主務大臣の認可を受けた場合に限り、当該各号に定める者に対し、当該業務の一部を委託することができる。

一 第21条第1項第三号イ及びロに掲げる業務その他の貸付け等の業務 金融機関

- 二 第21条第1項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務（前号に掲げる業務に該当するものを除く。）地方公共団体その他の者
- 2 前項第一号に掲げる業務につき同項の規定による主務大臣の認可があった場合においては、同号の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。
- 3 第1項第一号の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第25条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第5章 財務及び会計

（事業年度）

第26条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画等の認可）

第27条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第28条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度

の終了後 4 月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

- 2 外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるとときは、事業団の申出により、2 月を超えない範囲内において、前項の期間を延長することができる。
- 3 事業団は、第 1 項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

(区分経理)

第 29 条 事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第 21 条第 1 項第三号イ及びロに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理
- 二 第 21 条第 1 項第三号ハに掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理
- 三 第 21 条第 1 項第四号ホに掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理
- 四 第 21 条第 1 項第四号ヘ及びトに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第 30 条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した預失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み

立てなければならない。

- 2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による横立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 事業団は、第1項に規定する残余の額から同項の規定により横立金として横み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 第1項の利益金の計算の方法及び前項の納付金の納付の手続その他同項の納付金に関し必要な事項については、政令で定める。

(借入金及び国際協力事業団債券)

- 第31条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は国際協力事業団債券（以下「債券」という。）を発行することができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
 - 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
 - 4 第1項の規定による債券の債務者は、事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
 - 5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
 - 6 事業団は、外務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治32年法律第48号）第309条から第311条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第1項及び第4項から前項までに定めるものほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第32条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和28年法律第51号）第2条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第33条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、外務大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第34条 事業団は、次の方針による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 資金運用部への預託
- 三 銀行その他外務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 四 信託業務を當む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第35条 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない

い。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第36条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(外務省令への委任)

第37条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第6章 監督

(監督)

第38条 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第39条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、事業団若しくは受託金融機関に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託金融機関の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第7章 雜則

(連絡等)

第40条 事業団は、第21条第1項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 地方公共団体は、事業団に対し、前項に規定する業務の運営について協力するよう努めるものとする。

(解散)

第41条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第42条 外務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第27条、第31条第1項、第2項ただし書若しくは第6項、第33条又は第35条の規定による認可をしようとするとき。
 - 二 第28条第1項又は第36条の規定による承認をしようとするとき。
 - 三 第34条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。
 - 四 第35条又は第37条の規定により外務省令を定めようとするとき。
- 2 主務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。
- 一 第21条第2項、第24条第1項若しくは第2項又は第25条第1項の規定による認可をしようとするとき。
 - 二 第23条の規定により業務実施方針を定め、又は変更しようとするとき。
 - 三 第25条第2項の規定により主務省令を定めようとするとき。
- 3 主務大臣（次条第1項第二号の規定により外務大臣が主務大臣となる場合に限る。）は、次の場合には、関係行政機関の長（大蔵大臣を除く。）に協議しなければならない。ただし、第一号の場合にあっては、その協議は、第21条第1項第一号、第三号若しくは第五号に掲げる業務又

は同項第四号に掲げる業務（これに関連する同項第七号に掲げる業務を含む。）に関する事項に限られるものとする。

- 一 第23条の規定により業務実施方針を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第21条第2項の規定による認可（同条第1項第四号に掲げる業務に係るものに限る。）をしようとするとき。
- 4 主務大臣（次条第1項第三号の規定により外務大臣及び農林大臣が主務大臣となる場合に限る。）は、次の場合には、通商産業大臣に協議しなければならない。ただし、その協議は、第21条第1項第三号イに掲げる業務に関する事項に限られるものとする。
 - 一 第23条の規定により業務実施方針を定め、又は変更しようとするとき。
 - 二 第25条第1項の規定による認可をしようとするとき。

（主務大臣等）

第43条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、外務大臣
- 二 第21条第1項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に関する事項並びに同項第三号及び第五号から第七号までに掲げる業務に関する事項（次号及び第四号に定める事項を除く。）については、外務大臣
- 三 第21条第1項第三号に掲げる業務及びこれに関連する第五号に掲げる業務であつて、農林業の開発に係るもの並びにこれらの業務に関する事項については、外務大臣及び農林大臣
- 四 第21条第1項第三号に掲げる業務及びこれに関連する第五号に掲

げる業務であつて、鉱工業の開発に係るもの並びにこれらの業務に関連する同項第六号及び第七号に掲げる業務に関する事項については、外務大臣及び通商産業大臣

- 2 この法律における主務省令は、前項各号に定める事項に關し、それぞれ同項各号に定める主務大臣の發する命令とする。

第8章 剽則

(剽則)

第44条 第39条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、5万円以下の罰金に処する。

第45条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、3万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により外務大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第5条第1項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。
- 三 第21条第1項に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 四 第34条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第38条第2項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第46条 第6条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第14条から第25条までの規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第 2 条 外務大臣は、事業団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第 3 条 外務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあった日において、その事務を前条第1項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならぬ。

第 4 条 附則第2条第1項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第3項の規定による事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第 5 条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

(海外技術協力事業団の解散等)

第 6 条 海外技術協力事業団は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。

2 海外技術協力事業団の昭和49年4月1日に始まる事業年度は、海外技術協力事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 海外技術協力事業団の昭和49年4月1日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第1項の規定により事業団が海外技術協力事業団の権利及び義務を承

継したときは、その承継の際における海外技術協力事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5 第1項の規定により海外技術協力事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(海外移住事業団の解散等)

第7条 海外移住事業団は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 海外移住事業団の昭和49年4月1日に始まる事業年度は、海外移住事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 海外移住事業団の昭和49年4月1日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第1項の規定により事業団が海外移住事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における海外移住事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5 第1項の規定により海外移住事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(海外貿易開発協会からの引継ぎ等)

第8条 昭和45年2月1日に設立された財團法人海外貿易開発協会(以下この条において「協会」という。)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、事業団の成立の時において現に協会が有する権利及び義務のうち、昭和49年2月1日現在における協会の寄附行為第4条第一号及び第二号に掲げる事業であつて農林業及び鉱工業に係るも

の並びにこれらに附帯する事業（以下この条において「引継事業」という。）の遂行に伴い協会に属するに至ったものを、事業団において承継すべき旨を申し出ることができる。

- 2 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、外務大臣及び通商産業大臣の認可を申請しなければならない。
- 3 前項の認可があったときは、引継事業の遂行に伴い協会に属するに至った権利及び義務は、事業団の成立の時ににおいて事業団に承継されるものとする。
- 4 前項の規定による権利及び義務の承継があった場合においては、事業団の成立前に引継事業の遂行に必要な資金に充てるため日本貿易振興会から協会に貸し付けられた74億5千万円の貸付金（以下「日本貿易振興会の貸付金」という。）は、その承継の日において返済されたものとなるものとする。
- 5 前項の規定により日本貿易振興会の貸付金が返済されたものとなるときは、その返済されたものとなる金額に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。
- 6 第4項の規定により日本貿易振興会の貸付金が返済されたものとなつたときは、日本貿易振興会の資本金の額及び政府の日本貿易振興会に対する出資金の額は、それぞれ当該時期において、その返済されたものとされた日本貿易振興会の貸付金の額に相当する金額を減少するものとする。

（非課税）

第9条 附則第6条第1項及び第7条第1項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税若しくは特別土地保有税又は自動車取得税を課する

ことができない。

2 附則第6条第1項及び第7条第1項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る土地で海外技術協力事業団又は海外移住事業団が昭和44年1月1日前に取得したものに対しては、特別土地保有税を課することができない。

(海外技術協力事業団等の解散等に伴う経過措置)

第10条 海外技術協力事業団若しくは海外移住事業団の解散の際現にその職員として在職する者又は事業団の設立の際現に日本貿易振興会の職員として在職する者で引き続き事業団の職員となったものについては、事業団が国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等に該当する場合に限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和48年法律第30号)附則第9項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き国際協力事業団において使用される者として在職した後」と、同法附則第12項中「附則第9項に規定する者」とあるのは「国際協力事業団法(昭和49年法律第号)附則第10条の規定により読み替えて適用される附則第9項に規定する者」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第11条 この法律の施行の際現に国際協力事業団という名称を使用している者については、第6条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

第12条 事業団の最初の事業年度は、第26条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和50年3月31日に終わるものとする。

第13条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第27条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の

成立後遅滞なく」とする。

(海外技術協力事業団法等の廃止)

第14条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 海外技術協力事業団法(昭和37年法律第120号)

二 海外移住事業団法(昭和38年法律第124号)

(海外技術協力事業団法等の廃止に伴う経過措置)

第15条 前条の規定の施行前にした廃止前の海外技術協力事業団法又は海外移住事業団法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第16条 地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、海外移住事業団」を削り、「若しくは蓄産振興事業団」を「、蓄産振興事業団若しくは国際協力事業団」に改める。

(所得税法の一部改正)

第17条 所得税法(昭和40年法律第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団 国際協力事業団法(昭和49年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第18条 法人税法(昭和40年法律第34号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団 国際協力事業団法（昭和49年法律第号）

（印紙税法の一部改正）

第19条 印紙税法（昭和42年法律第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り、
国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団 国際協力事業団法（昭和49年法律第号）

（登録免許税法の一部改正）

第20条 登録免許税法（昭和42年法律第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削る。

別表第3中七の項の次に次のように加える。

7の2 国際協力事業団	国際協力事業団法（昭和49年法律第号）	別表第1の第1号から第18号までに掲げる登記又は登録（国際協力事業団法第21条第1項第3号イ又はロ（業務の範囲）に掲げる業務（同号イに掲げる業務のうち政令で定めるものを除く。）のための先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。）	先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録については、第3欄の登記又は登録に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限る。
-------------	---------------------	--	---

（地方税法の一部改正）

第21条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

第72条の4第1項第3号中「、海外技術協力事業団、海外移住事業団」を削り、「及び小型船舶検査機構」を「、小型船舶検査機構及び国

際協力事業団」に改める。

第73条の4第1項第20号の次に次の1号を加える。

20の2 國際協力事業団が國際協力事業団法（昭和49年法律第号）第21条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

（行政管理庁設置法の一部改正）

第22条 行政管理庁設置法（昭和23年法律第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「海外技術協力事業団、海外移住事業団」を「國際協力事業団」に改める。

（外務省設置法の一部改正）

第23条 外務省設置法（昭和26年法律第283号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第25号を次のように改める。

25 國際協力事業団の監督（海外移住に関するものに限る。）に関すること。

第10条の2第6号を次のように改める。

6 國際協力事業団の監督（海外移住に関するものを除く。）に関すること。

（農林省設置法の一部改正）

第24条 農林省設置法（昭和24年法律第153号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第14号の次に次の1号を加える。

14の2 國際協力事業団の指導監督を行うこと。

（通商産業省設置法の一部改正）

第25条 通商産業省設置法（昭和27年法律第275号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第6号の次に次の1号を加える。

6の2 国際協力事業団に属すること。

第8条第3項中「第6号」の下に「、第6号の2」を加える。

理 由

開発途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資するため、国際協力事業団を設立して、開発途上地域に対する技術協力の実施及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に必要な資金の供給及び技術の提供を行う等の業務並びに中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

海外保健協力の改善

昭和49年3月

厚生省大臣官房国際課

序 我が国の政府ベース保健協力は、海外技術協力事業団(OTCA)医療協力部を中心として実施されている。

しかし、近時の情勢をみると、保健福祉の分野における協力は、これが相手国の国民生活に結びついて直接にその福祉の向上に寄与するという観点から発展途上国との友好親善を促進するうえで経済協力と並ぶ重要な柱となるべきものと考えられる。

すでに、対外保健協力審議会及びOTCA海外医療協力委員会が、対外医療協力のあり方についてそれぞれ慎重な答申を行っているところであるが、これらをふまえつつ、最近の保健福祉協力の状況を省みて次のような意見をとりまとめたものである。

A 保健協力の基本理念

健康が人類共通の基本的人権であることは論を俟たないが、発展途上国における国民の健康の維持、増進は、その国の社会・経済の開発及び国民生活の向上の基礎となる重要課題である。

従って、従来ともすれば経済開発面の協力が前面に立ち、保健福祉協力はそれに付随する意味合いのものと觀念され勝ちであったが、この際相手国の国民の福祉の一層した充実向上に重点をおいて、保健福祉協力をそのための有効かつ緊要なものと考えるという発想の転換が必要である。

B 保健協力実施上の留意点

1. 基本姿勢

国民の保健については、既に各國において独自の保健行政組織が設定されており、それぞれの公衆衛生、環境衛生、及び医療の面の施策が行われている。

従って、我が国の保健協力は、一部の学問的関心や一時的な人道主義的見地などから展開されるべきものではなく、広く相手国の保健行政の自主的な発展と確立に資することを旨としつつ長期的な視野に立って企画、実施する必要がある。

2. 他の国際機関等の事業との協調

保健協力の特殊性として、国際協力の関与する分野の多いことが挙げられる。

世界保健機関（W H O）、あるいはA S E A N諸國の間に在る東南アジア文部大臣機構（S E A M E O）下の熱帯医学活動（T R O P M E D）は、国際機関を中心とする協力の典型例であり、更に、先進国等が開発途上国に対して行う二国間協力が複雑に介在している。

従って、これらによる諸事業を充分に検討して、それらとの協調に留意しつつ、これらの事業との調整を充分に行うことが必要である。

3. 相手国々内事情に関する理解

発展途上国に対する保健協力に際して考慮すべき点として、その国の保健分野の指導者層に欧米先進国並の知識、技術水準にある者の少くないことがある。従ってこの面での技術指導を安易に唱えることは、往々にして逆効果を招く危険がある。

また、個別の風俗、習慣、宗教等に由来する民衆の特質についても充分理解しておく必要があり、我が國だけの独善的観念を以て臨むことは厳に戒めなければならない。

C 協力規模の拡大等

1. 協力分野の拡大

a 環境衛生

開発途上国には、いわゆる熱帯病、風土病と統称される悪疫が常 在すると云われるが、それらは、一部を除けば、概して生活慣習の改善、生活環境の整備等の環境衛生対策によって解決、処理できる疾病である。従って、伝染病の発生時対策を主とする施策に比し、環境衛生施策を大幅に組込んだ公衆衛生対策の方が国民の保健水準を飛躍的に向上させることは、わが国の経験にてらしても明らかである。

b 家族計画

人口問題は今や世界的な重要課題であり、特に開発途上地域において社会・経済発展の重大阻害因子となっている人口問題の解決は緊急を要する。この対策については、国連を始めとする国際機関が活発に活動しているが、これに合わせて相手国の事情に応ずる二国間協力をを行うことも極めて重要であり、いづれの場合においても、医学、保健、福祉の面から検討を要する要因が多いので、今後も積極的に取り組むべきである。

c 福祉協力

福祉対策は、その国の内政面に対する配慮から、プロジェクトは慎重に選定されるべきであるが、さし当たり、福祉専門職員の養成訓練、機材の供与等が考えられる。その際、保健協力と併行して実施されることが効果的であろう。

2. プロジェクトの総合化・大型化

環境衛生対策は、施設、資材、管理等に多額の予算を要するものであるから、例えば、水道用水施設を農業用水プロジェクトと総合的に企画

するなどによって、予算の効率的使用が図られ、技術協力の効果を倍増することになろう。また、例えば灌漑工事を行う際、その後遺症とも云うべき所謂人為的住血吸虫症 (Man-made Schistosomiasis)、人為的マラリア (Man-made Malaria) の発生を未然に防止するため保健対策を同時に行うならば、従来の単独協力の欠点を相互に補う方式として極めて効果的である。

他方、保健対策を推進するために、電気の普及、道路の整備等が極めて効果的であるので、この面からも総合的企画が是非望ましい。

また、鉱工業等の開発協力を探し、地域の保健福祉協力を組合せることとの効果は自明と云うべきである。

従来の技術協力がややもすれば総花的かつ單発的であった弊を改め、思い切った大型化を図ることによってその効果を持続的に發揮させる必要がある。

3. 協力方式の改善、充実

a. 機材供与

供与機材の送付に際し、従来往々にして所期の性能あるいは品質、耐久力に欠ける物品の介在する例が見受けられた。また、送付時期の遅延することも多いので、特にこれらの点の改善を早急に図るべきである。

また、国産品に固執して性能の良好な機材が得難い場合に、外國製品の調達を容易にする方策等も留意されるべきである。

さらに、現行医療援助の方式は、我が国の専門家の派遣を伴う形が採られているが、機材供与のみを要望し、専門家の派遣を期待しない場合も見受けられる。従って、従前の固定的な協力方式について改善を考慮する必要がある。

b 施設（不動産）供与

現行の医療協力に際し、施設供与について制約が強いが、協力を要請する発展途上国においては不動産施設等の供与を伴わない場合に実効の限られことが多い事実に鑑み、計画的にこの供与方式を取り入れるべきである。

この場合は、相手国に移管した後の管理、運営について慎重かつ総合的な検討が必要である。

4. 連絡官等の配置

保健協力の効果向上を期待するためには、当然相手国の状況を常時詳細に把握し、また現に実施されているプロジェクトの現況を承知する必要がある。例えば、WHOは、WR (WHO Representative) を関係国に常駐させている。

この機能を果たす者として、保健アタッショ、連絡・監理担当者、または相手国保健省への駐在顧問等の配置を積極的に推進すべきである。

D 現行の医療協力の実施手続に関する問題点

1. プロジェクトの選定、企画

相手国が提示する要請については、その内容の検討及び採否については、外務省がOTCAの事業計画を策定する際関係各省庁と協議して決定する方式となっている。

しかし、実行上必ずしも充分な事前の協議が行われていないので、プロジェクトの選定について各省協議会の場を設けるなど改善すべき点が多い。在外機関から受理する情報の速かな伝達もまた必要である。

さらに、各省協議会には、外務省関係部局も洩れなく参加して、プロジェクトの有機的検討、総合化、大型化に資すべきである。

2. O T C A 医療協力部における事務体制の充実拡大

a. 企画能力の充実

O T C A 医療協力部の現人員によつては、各國々内事情の詳細な調査、情報の蒐集、薬剤の評価等を充分に遂行することが期待できないので取扱う分野が医学及びその周辺の科学に関連する特殊性を考慮して、技術職員も含めて配置人員の増加を図る必要がある。

なお、外務省の関係部局に保健行政に精通した者を配置することも検討すべきである。

b. 研修員受入れ業務

O T C A の現機構において、海外からの研修員の受入れについては、すべて国内事業部が担当している。

しかし、保健協力プロジェクトに係る日本国内研修計画については、その効果的遂行のため、必要な部分を医療協力部において取扱うべきものと思われ、かかる一貫性の確立を図る必要がある。

c. 機材調達業務の取入れ

派遣専門家が携行する機材、あるいはプロジェクトのため送付されるその他の機材の発注、検収等については、品質、性能、使用目的等に関する専門的知識を必要とする場合が多いので、医療協力部において取り扱われるこことが望ましい。

3. 各省協議会の設置

既述の各省協議会については、その重要性に鑑みて構成、開催、運営方法等を確立し、O T C A の海外医療協力委員会と相まって、保健協力の企画、運営の円滑化に資することとすべきである。

(資料10)

第一 次 案
意 見 具 申 書

昭和49年3月14日

海外技術協力事業団

会長 中山 純平 殿

海外医療協力委員会

委員長 佐々木 学

從来我が國の開発途上国への援助についてはとかく経済上の問題に重点がおかれて、かつ環境破壊をともなう開発や、資源の収出しを伴なう方向にかたよって、医療や科学および教育の振興など民衆の福祉と文化の向上に資する部面が立ちおくれたため、昨今のような遺憾な事態を相次いで引き起こす結果となったことは痛切に反省すべきことと考えられます。

また、我が國の海外技術協力事業のうち、医療協力は以上の主旨からも最も重要な分野を占めておりますが、この事業が昭和37年に発足し、昭和41年に医療協力室が開設されて、すでに10年を経過したにもかかわらず、その事業内容がいぜんとして微々たるものであり、かつ単発的で場当たり的なものが多く、昭和49年度予算においてもわずか13億円ほどが計上されたにすぎないことはまことに憂慮にたえません。

当委員会は、対外経済協力審議会（総理府）の答申を受けて昭和45年に発足し、これまで医療協力のあり方について検討をすゝめ、すでにその理念について答申をおこないましたが、将来計画については各プロジェクトの効果と意義を充分に検討した上、長期的な見通しをもって遂行すること

に民衆の健康と福祉に役立つ面を重視すべきことなどを進言して來ました。このためにはまず医療協力の予算規模を大巾に拡大すると共に国内体制の強化を図ることが肝要であります。そのための具体案については今後も関係諸機関の協力をえて早急にとりまとめることにいたします。

以上の新構想に関連し、会長におかれても昭和50年度よりその予算規模を大幅に拡大すること、および医療協力部の体制を抜本的に強化することに格段の御配慮を願い上げます。

医療協力事業の強化に関する意見具申

昭和49年3月14日

海外技術協力事業団

会長 中山栄平 殿

海外医療協力委員会

委員長 佐々木 学

従来わが国が実施して来た開発途上国への協力についてはとかく経済開発の面に重点がおかれて、医療や教育等社会開発の面に関する協力が立遅れておりましたが最近ではこれら社会開発面の協力に関しての認識も高まり、より総合的に開発途上国開発に資する方策の推進が強く要望されております。

その中でも、医療協力は最も重要な分野を占めていますが、この事業が昭和37年に発足し、昭和41年に医療協力室が設置され、さらに、昭和45年に医療協力部に改組されてすでに10年を経過したにもかかわらず、その事業内容がいぜんとして小規模なものであり、また、総合性、長期展望の欠けているものが多く、昭和49年度予算においてもわずか13億円ほどが計上されたにすぎないことはまことに憂慮にたえません。

当委員会は、対外経済協力審議会（総理府）の答申を受けて昭和45年に発足し、これまで医療協力のあり方について検討をすゝめ、すでにその理念について答申をおこないましたが、将来計画については各プロジェクトの効果と意義を充分に検討した上、長期的な見通しをもって遂行すること、各國の現地事情をよく理解した上で、公衆衛生、医療教育など抜本的

と、各国の現地事情をよく理解した上で、公衆衛生、医学教育など抜本的に民衆の健康と福祉に役立つ面を重視すべきことなどを進言して来ました。このためにはまず医療協力の予算規模を大幅に拡大すると共に国内体制の強化を図ることが肝要であります。この目的を有効に達成するための具体案については今後も関係諸機関の協力をえて早急にとりまとめていたします。

以上の新構想に関連し、会長におかれても昭和50年度よりその予算規模を大幅に拡大すること、および医療協力部の体制を抜本的に強化することに格段の御配慮を願い上げます。

